

議案第 3 号

関越自動車道上越線の中野市上越市中郷区間ほか 8 区
間の新設に関する整備計画の一部変更について

平成 2 1 年 4 月

国道有第14号

平成21年4月27日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 金子 一義

関越自動車道上越線の中野市上越市中郷区間ほか8区
間の新設に関する整備計画の一部変更について

標記について、別紙1から別紙9のとおり変更したいので、
国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付議い
たします。

付議する理由

高速自動車国道の新設に関する整備計画の一部を別紙 1 から別紙 9 のとおり変更するため、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

別紙 1

関越自動車道上越線の中野市上越市中郷区間の新設 に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の中野市上越市中郷区間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

1．第2号の本文を次のように改める。

車線数は、全区間4車線とする。

2．第5号中「約1,940億円」を「約2,090億円」に改める。

別紙 2

関越自動車道上越線の上越市中郷区上越市中屋敷間の 新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の上越市中郷区上越市中屋敷間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

1．第2号の本文を次のように改める。

車線数は、全区間4車線とする。

2．第5号中「約820億円」を「約1,180億円」に改める。

別紙 3

東関東自動車道千葉富津線の木更津市富津市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道千葉富津線の木更津市富津市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1．第2号の本文を次のように改める。

車線数は、全区間4車線とする。

2．第5号中「約1,010億円」を「約1,290億円」に改める。

別紙 4

東海北陸自動車道の郡上市高山市間の新設に関する 整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の郡上市高山市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

1．第2号の本文を次のように改める。

車線数は、全区間4車線とする。

2．第5号中「約980億円」を「約1,460億円」に改める。

別紙 5

東海北陸自動車道の高山市南砺市間の新設に関する 整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の高山市南砺市間の新設に関する整備計画(平成元年3月29日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第2号の本文を次のように改める。

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、高山市清見町から南砺市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2. 第5号中「約4,130億円」を「約4,540億円」に改める。

別紙 6

近畿自動車道松原那智勝浦線の御坊市和歌山県日高 郡みなべ町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の御坊市和歌山県日高郡みなべ町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1．第2号の本文を次のように改める。

車線数は、全区間4車線とする。

2．第5号中「約920億円」を「約1,470億円」に改める。

別紙 7

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県日高郡みなべ町和歌山県西牟婁郡白浜町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県日高郡みなべ町和歌山県西牟婁郡白浜町間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

- 1．第2号の本文を次のように改める。

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、田辺市から和歌山県西牟婁郡白浜町までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

- 2．第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
和歌山県日高郡みなべ町から 田辺市まで	約500億円
田辺市から 和歌山県西牟婁郡白浜町まで	約760億円

別紙 8

四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門市さぬき市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門市さぬき市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中「さぬき市」の次に「木田郡三木町」、「高松市」を加える。
2. 第2号の本文を次のように改める。
車線数は、全区間4車線とする。
3. 第3号を次のとおり改める。

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
鳴門市からさぬき市まで	100キロメートル/時
さぬき市から高松市まで	80キロメートル/時

4 .第 4 号の表中「 | さぬき市 | 一般国道 1 1 号 | 」の次に、
「 | さぬき市 | 県道三木津田線 | 」、 「 | さぬき市 | 県道
石田東志度線 | 」、 「 | 香川県木田郡三木町 | 県道三木牟
礼線 | 」を加える。

5 . 第 5 号中「約1,600億円」を「約2,280億円」に改める。

別紙 9

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市早坂町長崎市中里町間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市早坂町長崎市中里町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1．第2号の本文を次のように改める。

車線数は、全区間4車線とする。

2．第5号中「約600億円」を「約1,000億円」に改める。